

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

[illegible]

◎岡山県告示第四百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十一年岡山県告示第五百九十三号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更）及び同年岡山県告示第五百九十四号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

白石島鳥獣保護区

二 区域

笠岡市白石島本島全域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

王子が岳鳥獣保護区

二 区域

玉野市長尾地内において、市道長尾王子が岳線と一般県道槌ヶ原日比線との交点を起点として、同一般県道を南東進して一般国道四三〇号線に至り、同一般国道を西進して玉野市境界に至り、同境界を北進して一般県道王子ヶ岳線に至り、同一般県道を北東進して市道長尾王子が岳線に至り、同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

旭川湖鳥獣保護区

二 区域

加賀郡吉備中央町神瀬地内において、旭川第一堰堤を起点として、旭川湖満水位汀線右岸を北西進して一般国道四二九号線の岩見橋に至り、同一一般国道を北進して久米郡美咲町江与味地内において主要地方道高梁旭線との交点に至り、同主要地方道を西進して曾保谷橋に至り、これより旭川湖満水位汀線右岸を北進して主要地方道落合建部線の旦土橋に至り、これより同主要地方道を東進して一般国道四二九号線との交点に至り、同一一般国道を東進して主要地方道落合建部線との交点に至り、同主要地方道を南進して一般国道四二九号線との交点に至り、同一一般国道を南進して主要地方道落合建部線との交点に至り、同主要地方道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

富西谷鳥獣保護区

二 区域

苫田郡鏡野町大倉地内において、主要地方道久世中和線の香町橋を起点として、同主要地方道を北進して主要地方道湯原奥津線に至り、同主要地方道を北進して主要地方道久世中和線との分岐点に至るまでの区間において、道路の中心から左右それぞれ

一〇〇メートルの中に囲まれた区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

竜ノ口特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市北区中井町二丁目地内において、クラレ取水堰と市道中井町一三号線との交点を起点として、同市道を北東進して市道北方二三号線に至り、同市道を北東進して市道三野中井町線に至り、同市道を北東進して主要地方道岡山吉井線に至り、同主要地方道を北東進して主要地方道東岡山御津線に至り、同主要地方道を南進して主要地方道岡山赤穂線に至り、同主要地方道を西進して市道湯迫土田線に至り、同市道を西進して市道中井四御神線に至り、同市道を北進して市道賞田一号線に至り、同市道を西進して主要地方道原藤原線に至り、同主要地方道を南西進して市道祇園原尾島線に至り、同市道を南西進して百間川特定猟具使用禁止区域（銃）境界に至り、同境界を南西進して市道高島小橋町線に至り、同市道を南西進してクラレ取水堰に至り、同堰を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

一、〇三五ヘクタール

四 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

建部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市北区建部町福渡地内において、市道建部町福渡・下神目一号線と市道建部町・下神目二号線との交点を起点として、同市道を南東進して市道建部町大田一号線に

至り、同市道を南東進して農道大鎌谷線に至り、同農道を南進して市道建部町大田一四号線に至り、同市道を南進して一般国道四八四号線に至り、同一般国道を南西進して一般国道五三号線に至り、同一般国道を北西進して市道建部町福渡・下神目一号線に至り、同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

二七〇ヘクタール

四 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

牛窓特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

瀬戸内市牛窓町牛窓地内において、主要地方道備前牛窓線と一般県道牛窓邑久西大寺線との交点を起点として、同一般県道を東進して市道師楽港線に至り、同市道を東進して錦海湾締切堤防南詰に至り、同堤防南詰から海岸線を南進して鯉網崎に至り、鯉網崎から海岸線を南進して蕪崎に至り、蕪崎から海岸線を南西進して市道宿井出来町線に至り、同市道を西進して市道中浦東町関町線に至り、同市道を西進して一般県道牛窓邑久西大寺線に至り、同一般県道を南進して主要地方道岡山牛窓線に至り、同主要地方道を西進して紺浦臨港道路に至り、同道路から海岸線を南東進して蓬崎に至り、蓬崎から海岸線を南西進してサカケノ鼻に至り、サカケノ鼻から海岸線を西進して城ヶ鼻に至り、城ヶ鼻から海岸線を西進して旧牛窓町境界に至り、同境界を北進して一般県道鹿忍片岡神崎線に至り、同一般県道を東進して同一般県道と瀬戸内市鹿忍五八四二番地と小狭間下池より繋がる水路との交点に至り、同水路を西進して小狭間下池に至り、同池の左岸を経由し、小狭間上池に繋がる水路を経由して小狭間上池に至り、同池の堤防を北進し里道に至り、同里道を西進して市道足形横谷線に至り、同市道を西進して市道上山長尾線に至り、同市道を北進して市道後口長尾線に至り、同市道を北東進して主要地方道岡山牛窓線に至り、同主要地方道を北東進して主要地方道備前牛窓線に至り、同主要地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

七三七ヘクタール

四 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

酒津特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

総社市清音上中島地内において、一般国道四八六号と主要地方道倉敷清音線との交点を起点として、同主要地方道を南東進して倉敷市酒津地内において一般県道酒津中島線に至り、同一般県道を南西進して一般県道倉敷西環状線に至り、同一般県道を南西進して一般国道四二九号線に至り、同一般国道を南西進して主要地方道倉敷美袋線に至り、同主要地方道を北進して市道玉島上成四号線に至り、同市道を北進して市道福島船穂橋堤防線に至り、同市道を北東進して主要地方道倉敷笠岡線に至り、同主要地方道を北東進して一般県道下原船穂線に至り、同一般県道を北東進して市道船穂町船穂五号線に至り、同市道を北進して市道水門又串線に至り、同市道を南西進して市道橋本西之谷線に至り、同市道を北西進して市道船穂町船穂一四号線に至り、同市道を北西進して市道船穂町船穂八六号線に至り、同市道を西進して一般県道大曲船穂線に至り、同一般県道を北西進して山陽自動車道に至り、同自動車道を北東進して一般県道下原船穂線に至り、同一般県道を北進して一般国道四八六号線に至り、同一般国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

一、二二〇ヘクタール

四 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

笠井山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市北区原地内において、市道原二五号線と一般県道津高法界院停車場線との交点を起点として、同一一般県道を北西進して市道畑鮎二六号線に至り、同市道を北東進して市道金山寺玉柏線に至り、同市道を南進して市道玉柏原線に至り、同市道を南進して市道原二五号線に至り、同市道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

二二〇ヘクタール

四 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

高岡・湯ノ池特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

浅口郡里庄町大字里見地内において、一般県道四三四号線と町道里見三三一号線との交点を起点として、同町道を南進して同町大字里見と浅口市鴨方町六条院中との市町境に至り、同市町境を南西進して町道里見三〇四号線に至り、同町道を南西進して町道里見二四一一号線に至り、同町道を北進して町道里見三五一一号線に至り、同町道を南西進して町道里見四四三号線に至り、同町道を北西進して一般県道二八六号線に至り、同一一般県道を北進して二級河川指田川に至り、同川を北東進して一般県道四三四号線に至り、同一一般県道を南東進して同町大字里見と浅口市鴨方町深田との市町境に至り、同市町境を南東進して一般県道四三四号線に至り、同一一般県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域

三 面積

四五ヘクタール

四 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

五
銃器 禁止に係る特定猟具の種類

◎岡山県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

西七区6号

小規模土地改良（かんがい排水）事業

東畦22樋門

非補助土地改良（かんがい排水）事業

錦東32樋門

〃

錦中34―1樋門

〃

錦六区悪水縦3樋門

〃

都沖5樋門

〃

西七区支線39号

〃

北七区支線75号

〃

沖2―2樋門

〃

丘1宗津川樋門

〃

宗津西町8番川

〃

三 認可年月日

令和元年十月十七日

◎岡山県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

苫田郡鏡野町越畑字ニタ谷八六九の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

津山市奥津川字ヲキナ三五一の五三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久世中和線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員	延 長
苦田郡鏡野町楠字井手上七九番五地先から 苦田郡鏡野町楠字長畑一〇六番一地先まで	苦田郡鏡野町楠字井手上七九番五地先から 苦田郡鏡野町楠字長畑一〇六番一地先まで	新	九・〇 四八・〇	五九六・〇
苦田郡鏡野町楠字井手上七九番五地先から 苦田郡鏡野町楠字長畑一〇六番一地先まで	苦田郡鏡野町楠字井手上七九番五地先から 苦田郡鏡野町楠字長畑一〇六番一地先まで	旧	四・〇 二二・〇	五九六・〇

令和元年 10月29日 岡山県公報 第12139号

〔四二〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年十月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人福籠家

三 代表者の氏名

重本 謙二

四 主たる事務所の所在地

倉敷市広江一丁目七番九―二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、不用品の再利用及び廃棄物発生量の削減を促す事業並びに福祉事業等に対する寄附を行い、持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

〔四二一〕水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

旭川水系砂川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部管理課及び同部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

〔四二二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇二四号 令和元年十月二十 一日		浅口市金光町占見一五四五番九	五・〇〇	一九・五〇

〔四二三〕 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇二五号 令和元年十月二十 一日		浅口市金光町占見一五四〇番七	五・〇〇	一七・五〇

令和元年 10月29日 岡山県公報 第12139号

〔四二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手見延七九三―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井手七九三―九

飛鳥ホンダ株式会社

代表取締役 戸田 保

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇五号

令和元年 10月29日 岡山県公報 第12139号

〔四二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字見延七九三―一、七九三―七、七九三―九、七九三―一〇、字水落ノ上八七〇―一、八七〇―八、総社市井手一四七―一二、一四七―一五、一四七―一六

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井手七九三―九

飛鳥ホンダ株式会社

代表取締役 戸田 保

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇六号

〔四二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字扇田四三一一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市桜が丘西四丁目二〇一一

株式会社リアル

代表取締役 岡崎 純

三 許可番号

岡山県指令建指第一三三三号

令和元年 10月29日 岡山県公報 第12139号

〔四二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字八ノ坪三二〇―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁八四八―六

桐山 大樹

桐山 裕子

三 許可番号

岡山県指令建指第一八六号

〔四二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字荒田ノ町七八―一、七八―三の一部、七八―三地主水路の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一―

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

三 許可番号

岡山県指令建指第一四八号

〔四二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和元年十月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市地頭片山字荒田ノ町七八―一、七八―三の一部、七八―三地利先水路の一部

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井尻野一六六一―一

株式会社総社不動産センター

代表取締役 青江 邦朗

五 許可番号

岡山県指令建指第一四八号